_		
Г		II 4.11 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
ı	正常正居	早知またべくり課
П		泉観まりラくり味

## 国の機関、都道府県及び市町村以外の者が施行する都市計画事業の認可

### 根拠条文 都市計画法第59条第4項

国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機 関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を 受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事 の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

- 審査基準 1 法律上の規定による基準 都市計画法第61条(都市計画との適合性)
  - 2 国の通達による基準

都市計画運用指針(平成 12 年 12 月 28 日付建設省都計第 92 号建設省都 市局長通知IV-2-2 都市施設 II) B 4 民間事業者に係る公園等の整備の 方針

# 標準処理 期間

1-m 3/#: 4n -rm 1+n 111	標準処理期間の内訳					/±:	/#:	——————————————————————————————————————		
標準処理期間		受	付		処	理		備	考	
	機			機	景観す	きちづく				
	関			関	り課					
	期			期						
8日	間		日	間		8日				